

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型] (令和元年 8 月度)

対象期間：令和元年 8 月 1 日 ~ 令和元年 8 月 30 日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規 12 条の 7 の 2 8 イ、規 12 条の 7 の 5 7 イ]

種類	数量(単位)
燃えがら	79 (m ³ /月)
汚泥	2,741 (m ³ /月)
廃油(タールピッチ類に限る)	(/月)
廃プラスチック類	(/月)
紙くず	(/月)
木くず	(/月)
繊維くず	(/月)
動植物性残渣	(/月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鉱さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	518 (m ³ /月)
廃石綿等	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)
計 3,338 m ³	

水質検査の実施状況と措置(月 1 回測定)[規 12 条の 7 の 2 8 ニ及びホ、規 12 条の 7 の 5 7 ニ及びホ]

採取場所	地下水等		放流水	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	水質検査位置図の通り	
採取日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和元年 8 月 20 日	
分析結果が得られた日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
電気伝導率				
塩化物イオン濃度			排水基準値※2	結果
水素イオン濃度			5.8~8.6※3	6.7
生物学的酸素要求量			60	—
化学的酸素要求量			90	1.7
浮遊物質量			60	11
窒素含有量			120	1.0
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	/	
必要な措置を講じた日付とその内容※1				

残余容量[規 12 条の 7 の 2 8 リ、規 12 条の 7 の 5 7 リ]

測定年月日	平成 30 年 12 月 14 日
測定結果	768,505 m ³

水質検査の実施状況と措置(年 1 回測定)[規 12 条の 7 の 2 8 ニ及びホ、規 12 条の 7 の 5 7 ニ及びホ]

採取日	地下水等		放流水
	令和元年 8 月 20 日	令和 年 月 日	令和元年 8 月 20 日
採取場所	水質検査位置図の通り		水質検査位置図の通り
分析結果が得られた日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果	別紙の通り		別紙の通り
異状の有無	有 ・ (無)	有 ・ 無	/
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検[規 12 条の 7 の 2 8 ロ、ハ、ト及びチ、規 12 条の 7 の 5 7 ロ、ハ、ト及びチ]

点検日	擁壁等	遮水工	調整池	浸出水処理設備
	令和元年 8 月 1 日	令和元年 8 月 1 日	令和元年 8 月 1 日	令和元年 8 月 1 日
異常の有無	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 基準値については水素イオン濃度以外 mg/L あたりの数値 ※3 海域、湖沼に放流する場合は、5.0~9.0

水質分析結果 [管理型] (令和元年8月)

水質の区分			地下水
			R1.8.20
基準値 (1リットルあたり)			
1	アルキル水銀	検出されないこと	検出せず
2	総水銀	0.0005mg 以下	<0.0005
3	カドミウム	0.003mg 以下	<0.0003
4	鉛	0.01mg 以下	<0.001
5	六価クロム	0.05mg 以下	0.012
6	砒素	0.01mg 以下	<0.001
7	全シアン	検出されないこと	検出せず
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	検出せず
9	トリクロロエチレン	0.01mg 以下	<0.003
10	テトラクロロエチレン	0.01mg 以下	<0.001
11	ジクロロメタン	0.02mg 以下	<0.002
12	四塩化炭素	0.002mg 以下	<0.0002
13	1,2-ジクロロエタン	0.004mg 以下	<0.0004
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg 以下	<0.01
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg 以下	<0.004
16	1,1,1-トリクロロエタン	1mg 以下	<0.1
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg 以下	<0.0006
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg 以下	<0.0002
19	チウラム	0.006mg 以下	<0.0006
20	シマジン	0.003mg 以下	<0.0003
21	チオベンカルブ	0.02mg 以下	<0.002
22	ベンゼン	0.01mg 以下	<0.001
23	セレン	0.01mg 以下	<0.001
24	1,4ジオキサン	0.05mg 以下	<0.005
25	クロロエチレン	0.002mg 以下	<0.0002
26	ダイオキシン類	1pg-TEQ 以下	0.0000069

水質の区分		放流水	
		許容限度 (1リットルあたり)	R1.8.20
		検出されないこと	検出せず
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出せず
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg 以下	<0.0005
3	カドミウム及びその化合物	0.03mg 以下	<0.003
4	鉛及びその化合物	0.1mg 以下	<0.01
5	有機磷化合物	1mg 以下	<0.1
6	六価クロム化合物	0.5mg 以下	0.07
7	砒素及びその化合物	0.1mg 以下	<0.01
8	シアン化合物	1mg 以下	<0.1
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg 以下	<0.0005
10	トリクロロエチレン	0.3mg 以下	<0.03
11	テトラクロロエチレン	0.1mg 以下	<0.01
12	ジクロロメタン	0.2mg 以下	<0.02
13	四塩化炭素	0.02mg 以下	<0.002
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg 以下	<0.004
15	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg 以下	<0.02
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg 以下	<0.04
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg 以下	<0.3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg 以下	<0.006
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg 以下	<0.002
20	チウラム	0.06mg 以下	<0.006
21	シマジン	0.03mg 以下	<0.003
22	チオベンカルブ	0.2mg 以下	<0.02
23	ベンゼン	0.1mg 以下	<0.01
24	セレン及びその化合物	0.1mg 以下	<0.01
25	1,4ジオキサン	0.5mg 以下	<0.05
26	ほう素及びその化合物	230mg 以下(海域)	<1
27	ふっ素及びその化合物	15mg 以下	<0.8
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg 以下	0.1
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg 以下	<1
30	“(動植物油脂類)	30mg 以下	<1
31	フェノール類含有量	5mg 以下	<0.5
32	銅含有量	3mg 以下	<0.05
33	亜鉛含有量	2mg 以下	<0.05
34	溶解性鉄含有量	10mg 以下	<0.05
35	溶解性マンガン含有量	10mg 以下	<0.05
36	クロム含有量	2mg 以下	0.07
37	大腸菌群数	1mlにつき日間3000個以下	0
38	燐含有量	16(日間8)mg 以下	<0.01
39	ダイオキシン類	10pg-TEQ 以下	0.000035